

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	子ども・子育て支援法に基づく事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清須市は、子ども・子育て支援法に基づく事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

清須市長

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法に基づく事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子ども・子育て支援給付(子どものための現金給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付)、地域子ども・子育て支援事業(時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業等)を実施するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <p>1 子どものための教育・保育給付</p> <p>①子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査</p> <p>③子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答</p> <p>④子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</p> <p>⑤子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理</p> <p>⑥子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査</p> <p>⑦子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答</p> <p>⑧子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査</p> <p>⑨子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答</p> <p>⑩子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の取消しに係る事実についての審査</p> <p>⑪子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定の取消しに係る応答</p> <p>⑫子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請に対する応答</p> <p>⑬子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理</p> <p>2 子育てのための施設等利用給付</p> <p>①子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の申請の受理</p> <p>②子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の申請に係る事実についての審査</p> <p>③子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の申請に対する応答</p> <p>④子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理</p> <p>⑤子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更申請の受理</p> <p>⑥子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更申請に係る事実についての審査</p> <p>⑦子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更申請に対する応答</p> <p>⑧子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の職権による変更に係る事実についての審査</p> <p>⑨子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の職権による変更に対する応答</p> <p>⑩子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の取消しに係る事実についての審査</p> <p>⑪子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の取消しに係る応答</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳ファイル 子育て世帯構成員情報ファイル 月額利用料情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>

②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の116の項 【情報提供の根拠】 なし
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部次長兼子育て支援課長 林 耕司	子育て支援課長 加藤 久喜	事後	部署異動によるもの
平成29年1月10日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8563 愛知県清須市清洲一丁目6番地1 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 健康福祉部 子育て支援課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	庁舎移転によるもの
平成30年5月21日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 加藤 久喜	子育て支援課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年1月1日	IV リスク対策		IV リスク対策を追加	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	支給認定	教育・保育給付認定	事後	子ども・子育て支援法始め関係法令の施行に伴うもの
令和1年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		2 子育てのための施設等利用給付 ① 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の申請の受理 ② 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の申請に係る事実についての審査 ③ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の申請に対する応答 ④ 子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理 ⑤ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更申請の受理 ⑥ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更申請に係る事実についての審査 ⑦ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の変更申請に対する応答 ⑧ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の職権による変更に係る事実についての審査 ⑨ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の職権による変更に対する応答 ⑩ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の取消しに係る事実についての審査 ⑪ 子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定の取消しに係る応答	事後	子ども・子育て支援法始め関係法令の施行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数	平成27年4月1日	令和1年10月1日	事後	施設等利用給付認定に係る 事務が新たに増えたことによ るもの
令和1年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1取扱 者数	平成27年4月1日	令和1年10月1日	事後	施設等利用給付認定に係る 事務が新たに増えたことによ るもの
令和2年10月1日	I 関連情報 7特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	清須市 総務部 防災行政課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	清須市 総務部 総務課 452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 問い合わせ先電話番号 052-400-2911	事後	